

と（処罰義務違反）、③国会議員が戦後に原告を含む同様の境遇にあった者に対し法律を制定して補償する義務に違反してこれを放置したためさらに被害の増大がもたらされたこと（立法不作为）を根拠として国家賠償法に基づき、謝罪及び損害賠償を請求する事案である。

第三 争いが無い事実など判断の前提として認定される事実

一 争いが無い事実（資料に記載されていることが争いが無い記載によって認められる事実を含む。）

1 昭和七年（一九三二年）のいわゆる上海事変に際して、日本軍人による強姦事件が発生したことから、派遣軍参謀副長であった者の発案により、その頃その地に創設された海軍のものにならって、醜業を目的とするいわゆる従軍慰安所（以下単に「慰安所」という。）が設置された。

その頃までは、日本軍に慰安所ないしは従軍慰安婦という制度は見られなかった。

その頃から終戦時まで、長期に、かつ広範な地域にわたり、慰安所が設置され、数多くの従軍慰安婦が配置された。

当時の政府部内資料によれば、各地での慰安所の開設の理由は、日本軍占領地域内で日本軍人が住民に対し強姦などの不法な行為を行い、その結果反日感情が醸成されるのを防ぐ必要性があることなどとされていた。

2 従軍慰安婦とされた人々の募集は、日本軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡旋業者がこれに当たることが多かったが、その場合も、戦争の拡大とともに人員の確保の必要性が高まり、業者らがあるいは甘

言を弄し、あるいは畏怖させるなど詐欺脅迫により本人たちの意思に反して集められることが多く、さらに、官憲が直接これに加担するなどの事例もみられた。

戦地に移送された従軍慰安婦の出身地は、日本を除けば、朝鮮半島出身者が大きな比重を占めていた。

3 業者が従軍慰安婦などの婦女子を船舶等で輸送するに際し、日本軍は特別に軍属に準じて扱うなどしてその渡航申請に許可を与え、また、日本国政府は身分証明書の発給を行うなどした。

4 慰安所の多くは、民間業者により経営されていたが、一部地域においては、日本軍が直接経営していた例もあった。民間業者が経営していた場合においても、日本軍がその開設に許可を与えたり、慰安所の施設を

整備したり、慰安所の利用時間、利用料金、利用に際しての注意事項等を定めた慰安所規定を定めたりするなど、日本軍は慰安所の設置、管理に直接関与した。

また、従軍慰安婦は、戦地では常時日本軍の管理下に置かれ、日本軍とともに行動させられ、日本軍は、従軍慰安婦や慰安所の衛生管理のために定期的に軍医による従軍慰安婦の性病の検査を行うなどしていた。

5 戦線の拡大の後、敗走という混乱した状況の下で、日本軍がともに行動していた従軍慰安婦を現地に置き去りにした事例もあった。

二 原告に関して認定される事実（甲第三〇、第三一号証、第三二号証の一、二、第三四、第三五号証、第三九、第四〇号証、第五一号証、証人藤原彰、同川田文子、原告本人）

1 原告は、一九二二年（大正十一年）十一月朝鮮半島の忠清南道で生まれた女性である。

2 原告は、一九三七年（昭和十二年）、数え年一六歳のときに親に一〇歳以上離れた男性との結婚を決められ、何もわからなかったため、初夜の席を嫌って逃げ帰ったが、実家に戻れば婚家に連れ戻されることが確実であったことから、近くの村々で子守などをして生計を立てていた。

そこへ、一九三八年（昭和十三年）頃、初老の朝鮮人女性が現れ、原告に対し、原告の母の知合いだと称した上、「御国のために戦地に行つて働けば金がもうかる。」、「結婚なんかしなくても一人で生きていける。」などと言つて戦地での仕事に誘つた。

原告は、その仕事の内容が性に関係し、まして醜業であることなど知

らされていないかつたため、誘いに乗つて、戦地で働くことを承諾した。

3 原告は、朝鮮半島北部の新義州に連れて行かれ、更にそこからは、同様にその場所に集められていた多数の女性とともに、朝鮮人男性に、中国大陸の天津を経て、設置作業中の武昌の日本軍陸軍慰安所に連れて行かれた。

原告は、その慰安所の営業許可直前、泣いて抗つたが、軍医による性病検査を受けさせられ、営業許可後は、意に沿わないまま従軍慰安婦として日本軍人の性行為の相手をさせられた。

原告がいやになつて逃げようとする、そのたびに慰安所の帳場担当者らに捕まえられて連れ戻され、殴る蹴るなどの制裁を加えられたため、原告は否応なく軍人の相手が続けざるを得なかつた。

4 軍人が慰安所に来る時間帯は、兵士が朝から夕方まで、下士官が夕方から午後九時まで、将校がそれ以降と決められており、原告らは、連日のように朝から晩まで軍人の相手をさせられた。殊に、日曜日はやってくる軍人の数が多く、また、通過部隊があるときは、とりわけ多数の軍人が訪れ、原告が相手をした人数が数十人に達することもあった。

5 軍人の中には、些細なことで激高して原告に軍刀を突きつけたり、殴る蹴るなどの暴行を加える者もあった。

原告は、帳場の担当者、軍人らから繰り返し殴られるうちに、右耳が聞こえなくなり、また、脇腹に軍人から匕首で切り付けられた刀傷が残っている。さらに、原告は、武昌の慰安所では「金子」と呼ばれ、左腕に「金子」の刺青をされたが、現在もこの刺青は残っている。

慰安所においては、軍人は避妊具の使用を義務づけられていたが、使用しない者もあったため、性病にかかり、妊娠する慰安婦もいた。

6 原告は、一度妊娠したが、早産のため死産した。その後、一九四一年（昭和一六年）頃にも妊娠したところ、武昌の慰安所から放逐され、漢口の海軍の慰安所に連れて行かれた。そこで、出産まで掃除、洗濯等の雑用をした後出産したが、自分で育てることは不可能であったため、養子に出してその子の養育を委ねざるを得なかった。

7 原告は、その後、漢口の別の慰安所に移され、さらに岳州、応山、長安、蒲圻、咸寧等の各慰安所に移され、一九四五年（昭和二〇年）の第二次世界大戦の終了時までそれぞれの慰安所で慰安婦として軍人相手の醜業に就くことを余儀なくされた。